

2026/6/26 更新

## 【休講措置の基準について】

大阪府に「特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）」、「暴風警報」、または大阪市に「危険警報（レベル4）」が発令されている場合、交通機関が動いていても休講とします。

7時現在発令中の場合 …………… 午前の授業（9：20～12：50）休講

11時現在発令中の場合 …………… 午後の授業（13：40～）休講

11時前に解除の場合 …………… 午後の授業あり

16時現在発令中の場合 …………… 夕方の授業（17：25～）休講

大阪府または大阪市以外に居住する方で、その居住地域に警報が発令されていて、安全な通学が確保できないと判断される場合は自宅待機をしてください。

専修学校 夕陽丘予備校